

富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(令和2年4月1日告示第51号)

改正 令和4年3月31日告示第68号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢^{しょう}血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植の推進を図ることを目的として、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者（以下「ドナー」という。）及び当該ドナーが勤務する事業所に対し富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付の対象とするドナーは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、移植に用いる骨髄等の提供を完了していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 他の地方公共団体から、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。

2 助成金の交付の対象とする事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く。

- (1) 前項に規定するドナーが勤務する国内の事業所であって、ドナーが当該事業所の事業主でないこと。
- (2) 当該ドナーに対して、骨髄等の提供に必要な通院、入院及び面接のための特別休暇（以下「ドナー休暇」という。）を与えた事業所であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 他の地方公共団体から、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項の規定に該当するドナー 骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額とし、14万円を上限とする。
- (2) 前条第2項の規定に該当する事業所 ドナーに与えたドナー休暇の日数に1万円を乗じて得た額とし、7万円を上限とする。

2 通院等の日数は、次に掲げる日数を合計したものとする。ただし、骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療措置によって生じた健康被害のための通院及び入院に要した日数を除く。

- (1) 健康診断に係る通院及び入院の日数
- (2) 自己血貯血に係る通院及び入院の日数
- (3) 骨髄等の採取に係る入院の日数
- (4) その他骨髄バンクが必要と認める通院等の日数

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供を完了した日から90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄等の提供を完了していることを証明する書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付を受けようとする事業所は、富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供を完了した日から90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (2) 就業規則等のドナー休暇制度を設けていることが確認できる書類
- (3) ドナー休暇を与えた日数を確認できる書類
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、申請者の同意を得て、市が保管する公簿等によって確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

（交付の決定等）

第5条 市長は前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成

金の交付の可否を決定して、富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 申請者が、前条の規定により交付の決定を受けたときは、富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）（別記第4号様式）又は富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業所用）（別記第5号様式）より市長に請求しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成の取消し等）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、同日以後に骨髄等の提供を完了したドナー及び当該ドナーが勤務する事業所について適用する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年3月31日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

富里市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

年 月 日

富里市長

様

住 所

申請者

氏 名

㊞

電 話

富里市骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、富里市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒		
電 話 番 号			
対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日分）		
交 付 申 請 額	円		

添付書類

- 1 公益財団法人日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証する書類の写し
- 2 住民票の写し
- 3 市税の滞納がないことを証する書類

次の事項に同意し、署名した場合は、上記2及び3の書類の添付は不要です。

<p>同意事項</p> <p><input type="checkbox"/> 富里市骨髓移植ドナー支援事業助成金を交付する要件の確認のため、富里市が保有する公簿等により市税の納税状況及び住民基本台帳の記載事項について調査すること並びに勤務先に問い合わせることに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 富里市骨髓移植ドナー支援事業助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏名 _____ ㊞</p> <p style="text-align: center;">（同意する事項の□にレ印を付してください。）</p>
--

第2号様式（第4条関係）

富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）

年 月 日

富里市長 様

申請者 所在地
事業所名
代表者氏名 ⑩
電話番号

富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
ドナー氏名			
交付申請額	円		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日分）		

添付書類

- 1 ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- 2 就業規則等のドナー休暇制度を設けていることが確認できる書類
- 3 ドナー休暇を与えた日数を確認できる書類
- 4 市税の滞納がないことを証する書類

次の事項に同意し、署名した場合は、上記4の書類の添付は不要です。

同意事項
<input type="checkbox"/> 富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金を交付する要件の確認のため、市が保有する公簿等により、納税状況について調査することに同意します。
<input type="checkbox"/> 富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないことを誓約します。
年 月 日 代表者氏名 ⑩
（同意する事項の□にレ印を付してください。）

第3号様式（第5条関係）

富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで申請のありました富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 次のとおり決定します。

交付決定額 円

2 却下します。

（理由）

第4号様式（第6条関係）

富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求（ドナー用）

年 月 日

富里市長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

年 月 日付け第 号で決定のありました富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円		
振込先	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 支所 出張所	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

備考 振込先は、申請者本人の口座に限ります。

第5号様式（第6条関係）

富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求（事業所用）

年 月 日

富里市長 様

申請者 所在地
事業所名
代表者氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け第 号で決定のありました富里市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円		
振込先	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 支所 出張所	
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

備考 振込先は、申請者本人の口座に限ります。